

島根労働局第13次労働災害防止計画

島 根 労 働 局

はじめに

島根労働局労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまでに12次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者に対し、安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、島根県内の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善し、死亡災害については、昭和30年代後半には毎年50人前後、昭和44年には過去最悪の61人もの尊い命が失われていたが、近年は年間1桁台まで改善し、平成29年には、過去最少であった平成16年に並ぶ4人となった。

また、死傷災害については、昭和30年代半ばから40年代前半にかけて毎年約3,000人、ピークの昭和36年には3,569人もの労働者が労働災害により休業8日以上を余儀なくされていたが、以後は減少傾向にあり、平成27年には初めて休業4日以上を労働災害による死傷者が700人を下回り697人となり、翌28年には689人と2年連続で過去最少を更新した。

しかし、死亡災害は未だ撲滅に至らず、死傷災害は近年は発生件数の減少幅が大幅に縮小し、平成29年には一転して増加し、第11次計画の最終年であった平成24年よりも増加している。

今後も、第三次産業への就業人口の急速な移動や労働者全体の年齢階層が高年齢に移行していることもあって、死傷災害に至ってはかつてのような減少は望めず、これまでとは異なった切り口、視点での対策が求められている。

また、雇用情勢に目を転じれば、有効求人倍率が高水準で推移し、人手不足の状況が続いており、今後も一層の労働力人口の減少が見込まれる中、他県に先駆けて「働き方改革」を実行し、長時間労働者の健康確保対策や傷病を抱える労働者の仕事との両立支援等の取組を推し進め、誰もが健康で安心して働ける環境を整備することも求められている。

こうしたことを踏まえ、誰もが安心して働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり事業者、労働者等の関係者とともに目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「島根労働局第13次労働災害防止計画」をここに策定する。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、

日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んで行く中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とするだけでなく、正規・非正規といった働き方の違い、兼業、副業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに、就業構造の変化等に対応した、高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害を抱えた労働者の安全と健康の確保や、傷病を抱える労働者の治療と仕事の両立について、これを当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

(2) 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

島根労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、死亡災害の撲滅を目指して、2018年から2022年までの間の労働災害による死亡者数の年平均を6人以下とする。
- ② 死傷災害（休業4日以上。以下同じ。）については、増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ③ ①及び②の目標を達成するために、重点とする業種と目標を、以下のとおりとする。
 - ・ 建設業、製造業及び林業については、2018年から2022年までの間の労働災害による死亡者数をそれ以前の5年間における死亡者数より減少させ、建設業は10人以下、製造業は3人以下、林業は2人以下とする。
 - ・ 陸上貨物運送事業、小売業及び社会福祉施設については、死傷災害を2017年と比較して、2022年までに減少させる。
- ④ 上記以外の目標については、下記のとおりとする。
 - ・ メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者数10人以上の事業場の割合を80%以上とする。
 - ・ ストレスチェック結果の集団分析を実施した労働者数50人以上の事業場の割合を80%以上（66.7%：H28）とする。
 - ・ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）GHS分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、安全データシート（SDS）の交付を受けている化学物質取扱事業場の割合を80%以上（66.8%：H26）とする。

- ・ 第三次産業の腰痛による死傷災害を 2017 年と比較して 10%以上減少させる。
- ・ 職場での熱中症による死傷災害を 2013 年から 2017 年の 5 年間と比較して、2018 年から 2022 年までの 5 年間で 20%以上減少させる。

(4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、地方労働審議会に報告する。また、必要に応じ計画を見直す。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会経済情勢の変化も含めて分析を行う。

2 労働災害の動向と今後の対応の方向性

(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

死亡災害については、昭和 30 年代後半には毎年 50 人前後、昭和 44 年には過去最悪の 61 人もの尊い命が失われていたが、近年は年間 1 桁台まで改善し、平成 29 年には、過去最少であった平成 16 年に並ぶ 4 人となった。

平成 10 年以降の 20 年間の死亡災害の発生状況について、労働災害防止計画の期間ごとに平均して見ると、9 次防との比較において、重点として取り組んできた製造業は 69.2%、建設業は 67.6%の減少率となっており、いずれも全業種平均を上回る減少率であるが、建設業については依然として県内の死亡災害全体の 3 分の 1 を占める状況にある。

また、林業における死亡災害の減少率は 62.5%であり、全業種平均を上回る減少率であるが、他業種と比較した場合の強度率の高さが突出しており、引き続き重点として取り組むことが必要な状況にある（表 1）。

【表 1】 災防計画期間ごとの業種別死亡災害の推移（9 次防から 12 次防）

		9 次防	10 次防	11 次防	12 次防	(参考) 強度率(H28)
製造業	期間年平均	2.6 人	1.6 人	1.2 人	0.8 人	(0.1)
	9 次防比増減率		▲38.5%(▲12.0%)	▲53.8%(▲34.1%)	▲69.2%(▲43.3%)	
建設業	期間年平均	7.4 人	4.8 人	3.4 人	2.4 人	(0.31)
	9 次防比増減率		▲35.1%(▲25.5%)	▲54.1%(▲46.4%)	▲67.6%(▲52.2%)	
道路貨物 運送業	期間年平均	2.0 人	1.0 人	1.4 人	0.2 人	(0.33)
	9 次防比増減率		▲50.0%(▲25.5%)	▲30.0%(▲46.4%)	▲90.0%(▲52.2%)	
林業	期間年平均	1.6 人	1.0 人	1.6 人	0.6 人	(3.56)
	9 次防比増減率		▲37.5%(▲11.8%)	▲0.0%(▲26.0%)	▲62.5%(▲32.4%)	

上記以外 の業種	期間年平均	2.6人	2.0人	2.4人	3.2人	-
	9次防比増減率		▲23.1%(▲13.6%)	▲7.7%(17.4%)	23.1%(35.8%)	
業種 合計	期間年平均	16.2人	10.4人	10.0人	7.2人	(0.11)
	9次防比増減率		▲35.8%(▲17.2%)	▲38.3%(▲26.0%)	▲55.6%(▲45.7%)	

注：（ ）内は全国の数値。強度率は平成27年労働災害動向調査（事業場規模30人以上）

死亡災害について事故の型別に推移をみると、崩壊・倒壊については、11次防計画以降、死亡災害を根絶している。また、9次防との比較において、全体の減少率である55.6%を基準とすると、交通事故が80.0%と大きく減少している一方で、墜落・転落については減少率が著しく低く、死亡災害全体の4割を占めており、半数近くは建設業で発生している（表2）。

【表2】災害防止計画期間ごとの事故の型別死亡災害の推移（9次防から12次防）

		9次防	10次防	11次防	12次防
墜落・転落	期間年平均	3.2人	2.0人	2.4人	2.8人
	9次防比増減率		▲37.5%(▲19.2%)	▲25.0%(▲37.3%)	▲12.5%(▲45.8%)
崩壊・倒壊	期間年平均	1.4人	1.0人	0人	0人
	9次防比増減率		▲28.6%(▲17.9%)	▲100.0%(▲38.6%)	▲100.0%(▲48.7%)
激突され	期間年平均	2.2人	1.6人	1.0人	0.8人
	9次防比増減率		▲27.3%(▲15.0%)	▲54.5%(▲36.8%)	▲63.6%(▲33.2%)
はさまれ・ 巻き込まれ	期間年平均	1.8人	1.6人	1.2人	0.8人
	9次防比増減率		▲11.1%(▲18.0%)	▲33.3%(▲34.9%)	▲55.6%(▲46.0%)
交通事故	期間年平均	4.0人	2.2人	2.6人	0.8人
	9次防比増減率		▲45.0%(▲23.5%)	▲35.0%(▲53.2%)	▲80.0%(▲60.6%)
上記以外の 事故の型	期間年平均	3.6人	2.0人	2.8人	2.0人
	9次防比増減率		▲44.4%(▲4.1%)	▲22.2%(50.2%)	▲44.4%(▲23.8%)
業種合計	期間年平均	16.2人	10.4人	10.0人	7.2人
	9次防比増減率		▲35.8%(▲17.2%)	▲38.3%(▲26.0%)	▲55.6%(▲45.7%)

なお、前計画では死亡災害を含む重篤な災害について、製造業、建設業において「計期間中における重篤な災害（※）の発生件数の合計値を平成20年から平成24年までの5年間と比較して20%以上減少させること」を目標として対策に取り組んだが、製造業は43.5%、建設業は20.7%減少させ、いずれも目標を達成した（表3）。

※ 重篤な災害：死亡災害及び障害年金給付の対象となる障害等級7級以上の災害

【表3】重篤な災害の年別労働災害発生状況

		平成20年 ～ 平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	計画 期間計
製造業	重篤な災害	23	7	3	2	1	1	14
	うち死亡	6	3	0	0	0	1	4
建設業	重篤な災害	29	6	8	3	6	0	23
	うち死亡	17	4	4	0	4	0	12

(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

死傷災害は平成10年以降の20年間では30%弱の減少となっているが、減少幅は徐々に小さくなっており、平成20年以降における減少は極めて小さい。これを業種別に見ると、製造業及び建設業においては、死傷者数自体は依然として多いものの、減少率は全業種平均を大幅に上回っている。その一方で、第三次産業の中には、社会福祉施設のように、労働者数の増加を考慮したとしても増加が著しい業種もある(表4)。

また、事故の型別に見ると、製造業や建設業に多い「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」等については減少幅が全業種平均を上回る一方で、年齢が高い層で発生しやすい「転倒」や「動作の反動・無理な動作」については、減少傾向が認められない(表5)。

死傷者数の増加幅が大きい第三次産業を業種別に見ると、小売業や社会福祉施設においては、「転倒」が全死傷者数の3分の1を占めており、その9割は50歳以上である。

社会福祉施設等における転倒災害の増加等は、働き盛り世代の確保が難しく、また、高齢労働者が参入しやすいなど、高齢労働者の数や割合が増加していることと関連していると考えられる。

また、第三次産業においては、多店舗展開の小売業のように事業場が分散している業態が多く、個々の事業場に与えられる権限や予算も十分でない場合が多いため、事業場ごとの安全衛生管理の仕組みが十分に機能していない場合があると考えられる。そのほか、第三次産業では、危険性の高い機械や化学物質等を使用する機会が少ないことから、事業者はもとより、労働者においても危険に対する認識が必ずしも十分でないことも災害が減少しない要因と考えられる。

こうしたことを踏まえると、労働人口の高齢化や就業構造の変化への対応等も考慮して、対策を推進していくことが必要である。

【表4】 災防計画期間ごとの業種別死傷災害の推移（9次防から12次防）

		9次防	10次防	11次防	12次防	(参考) H28年千人率
製造業	期間年平均	269.3人	214.8人	160.4人	147.0人	(2.72)
	9次防比増減率		▲20.2%(▲11.7%)	▲40.4%(▲29.6%)	▲45.4%(▲36.1%)	
建設業	期間年平均	253.0人	190.6人	128.4人	115.0人	(4.51)
	9次防比増減率		▲24.7%(▲20.6%)	▲49.2%(▲40.6%)	▲54.5%(▲43.6%)	
道路貨物 運送業	期間年平均	73.3人	58.6人	48.6人	46.8人	(8.17)
	9次防比増減率		▲20.0%(▲2.1%)	▲33.7%(▲12.1%)	▲36.2%(▲11.9%)	
林業	期間年平均	85.8人	62.0人	65.6人	53.3人	(31.2)
	9次防比増減率		▲27.7%(▲17.5%)	▲23.5%(▲26.7%)	▲37.9%(▲45.9%)	
小売業	期間年平均	78.3人	73.4人	71.8人	76.5人	(8.17)
	9次防比増減率		▲6.2%(8.5%)	▲8.2%(8.2%)	▲2.2%(13.6%)	
社会福祉 施設	期間年平均	26.0人	43.0人	57.4人	75.0人	(2.11)
	9次防比増減率		65.4%(94.6%)	120.8%(197.2%)	188.5%(▲299.9%)	
業種 合計	期間年平均	992.5人	857.4人	751.8人	708.3人	(2.19)
	9次防比増減率		▲13.6%(▲4.0%)	▲24.3%(▲13.7%)	▲28.6%(▲14.7%)	

※12次防の期間平均は平成25年から28年の平均である。年千人率は平成28年労働力調査の労働者数を用いて算出したもの。

【表5】 災防計画期間ごとの業種別死傷災害の推移（9次防から12次防）

	9次防	10次防	11次防	12次防
墜落・転落	181.5人	162.4人	129.0人	121.5人
		▲10.5%(▲5.8%)	▲28.9%(▲19.2%)	▲33.1%(▲20.2%)
はさまれ・ 巻き込まれ	142.5人	120.0人	97.6人	79.5人
		▲15.8%(▲13.3%)	▲31.5%(▲31.4%)	▲44.2%(▲37.7%)
転倒	150.3人	138.0人	153.2人	148.3人
		▲8.2%(8.8%)	2.0%(14.2%)	▲1.3%(23.0%)
動作の反動、 無理な動作	62.0人	67.8人	76.2人	74.0人
		9.4%(11.2%)	22.9%(19.1%)	19.4%(23.0%)
業種合計	992.5人	857.4人	751.8人	708.3人
		▲13.6%(▲4.0%)	▲24.3%(▲13.7%)	▲28.6%(▲14.7%)

※12次防の期間平均は平成25年から28年の平均である。年千人率は平成28年労働力調査の労働者数を用いて算出したもの。

（3）労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性

全国的な調査では、現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ス

トレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている。

また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。過労死等で労災認定された労働者は、ここ数年は700人台で推移しており、そのうち200人前後の労働者が死亡又は自殺（未遂を含む。）に至っており（表6）、島根県内においても前計画期間中に18人が労災認定されているなど職場のメンタルヘルス対策が重要な課題となっている。

【表6】脳・心臓疾患及び精神障害による支給決定件数の推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
脳・心臓疾患	支給決定件数	338	306	277	251	260
	うち死亡件数	123	133	121	96	107
精神障害	支給決定件数	475	436	497	472	498
	うち自殺件数	93	63	99	93	84
支給決定件数合計		813	742	774	723	758
うち死亡・自殺合計		216	196	220	189	191

※自殺は未遂を含む。

このような中で、過労死等防止対策推進法が2014年に成立し、国や地方公共団体はその対策を推進するために、啓発、相談体制の整備及び民間団体活動に対する支援等を行うとともに、国は過労死等に関する調査研究を実施し、過労死等防止対策推進協議会を設置することとされている。

過労死等を未然に防止するためには、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要である。2015年12月には、メンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的としたストレスチェック制度が創設され、労働者のメンタルヘルス対策は新たな一步を踏み出している。

ストレスチェック制度は、労働者一人ひとりのストレスを把握して自身の気づきを促すとともに、その結果を集団ごとに分析して職場環境の改善に活用することが重要であるが、島根県の事業場における、集団分析結果の実施率は労働者数50人以上の事業場で58.3%（H28・労働局調べ）に留まっている。

また、労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施率は、労働者数10人未満で19.1%、10人以上29人以下で30.9%（いずれも平成28年度事業所健康づくり調査）などとなっており、小規模事業場におけるストレスチェックの普及と定着を図る必要がある。

さらに、高ストレスやメンタルヘルス不調等の労働者が、産業医等による健康相談などを安心して受けられることが重要となるが、全国的には労働者

の約3割が職場においてストレスを相談できる相手がいない現状にある。

こうした状況を踏まえると、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組や、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するとともに、過労死等の実態把握を進めつつ、得られた知見に基づき対策を推進していくことが必要な状況にある。

(4) 傷病を抱える労働者等の動向と対策の方向性

脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質等の結果を含めた労働安全衛生法に基づく一般健康診断における結果の有所見率は全労働者の半数を超え、全国平均を上回っており、疾病のリスクを抱える労働者の比率が全国平均よりも高い状況が続いている。

健康診断の結果に異常の所見がある労働者については、医師からの意見を聴取し、就業上の措置の的確な実施等を通じて、脳・心臓疾患を未然に防止する必要がある。

また、これらの疾病の有病率は年齢が上がるほど高くなり、労働人口の高齢化が進んでいる中で、職場においては、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想される。

その一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

こうした状況を踏まえると、まずは、健康診断の結果に基づく就業上の措置を的確に実施するとともに、労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進することが必要である。

(5) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

産業現場で使用される化学物質は約7万種類に及び、毎年1千物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベルの表示、リスクアセスメントの実施等の対策が義務付けられているものは663物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない状況にある。

また、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物の耐用年数から推計した解体棟数が、2017年の約6万棟から、2028年のピーク時には約10万棟まで増加することを踏まえ、島根県内においても対策の強化に取り組むことが必要である。

3 計画の重点事項

先に述べた労働災害の発生状況と今後の対策の方向性を踏まえ、以下の8

項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 傷病を抱える労働者等の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 県民全体の安全・健康意識の高揚等

4 重点施策ごとの具体的取組

(1) 死亡災害を含む重篤な災害の撲滅を目指した対策の推進

ア 業種別・災害種別の重点対策の実施

(ア) 建設業における墜落・転落災害等の防止

- ・ 島根県内の建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害の半数を占める状況にあることから、その発生状況や関連施策を踏まえた墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。また、「墜落防止用の保護具の規制の在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、高所作業時における墜落防止用保護具については、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用の徹底を図る。
- ・ 新規に建設業に就労する者（新規参入者）等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。
- ・ 全国的に死亡災害における解体工事の占める割合が徐々に増加し、今後も鉄筋コンクリートの建築物、鉄骨の建築物、橋梁等の解体工事が増加すると見込まれることから、解体工事における安全対策の在り方に係る検討状況を踏まえた対策の徹底を図る。
- ・ 建設工事関係者連絡会議の活動を通じて、国道事務所、河川事務所、県、市町村等と県内の公共工事発注者における安全衛生管理状況や問題点を共有し、連携して有効な災害防止対策を推進する。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、地方整備局と緊密な連携の下に、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等を着実かつ計画的に実施する。
- ・ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災する地域が生じた場合は、その復旧・復興工事において労働災害防止対策の徹底を図る。

(イ) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

- ・ 死亡災害や障害の残る災害につながりやすい「はさまれ・巻き込ま

れ」災害について、災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を推進する。

- ・ 生産設備の高経年化に伴い、設備の劣化による労働災害の増加が懸念されるため、施設・設備の経年劣化によるリスクを低減していくという観点から、一定年数を経過した施設・設備に対する点検・整備等の促進を図る。
- ・ 島根労働基準協会等労働災害防止団体の活動を支援し、製造業の事業場の自主的な安全衛生活動の促進を図る。
- ・ 中小規模事業場に対し、中央労働災害防止協会が実施する「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の周知・活用を促す。
- ・ 災害が多発している食料品製造業について、現場に安全活動を浸透させるため、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施を推進する。

(ウ) 林業における伐木等作業

- ・ 林業における労働災害をみると、伐木・造材作業中に発生する死亡災害が全体の3分の2を占めていることから、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に示した安全な伐倒方法等の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全なかかり木処理の方法の普及を図る。
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部の安全管理士等による指導と併せ、森林管理署と連携し、労働安全コンサルタントによる伐木等作業現場での労働災害の防止対策について指導の充実を図る。
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部と連携し、経験年数の短い作業員に対する安全衛生教育を徹底する。

(2) 過労死等の防止対策等、労働者の健康確保対策等の推進

ア 労働者の健康確保対策の強化

(ア) 企業における健康確保措置の推進

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等、労働者の心身の健康管理に対する対策がこれまでになく強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める。

(イ) 産業医・産業保健機能の強化

- ・ 事業場において、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を推進する。

- ・ 産業医の在り方の見直しや関連施策の検討状況を踏まえ、産業医等が医学専門的な立場から、労働者の健康確保のために、より一層効果的な活動を行いやすい環境を整備するため、島根県産業保健連絡協議会の活動を通して、県内の関係者（島根県、島根県医師会、島根産業保健総合支援センター等）と連携し、研修の実施等することにより

- ① 産業医の質・量の確保
- ② 産業医の選任義務がない小規模事業場における産業保健機能強化のための支援
- ③ 産業医や看護職等の産業保健スタッフから構成されるチームによる産業保健活動等を推進する。

イ 過重労働等による健康障害防止対策の推進

- ・ 長時間労働者の健康管理が的確に行われるよう、長時間労働者に関する情報の産業医への提供の義務化等、改正労働安全衛生規則（平成 29 年 6 月 1 日施行）の周知、指導を徹底する。
- ・ 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」が成立した場合には、その円滑な施行に向け、改正法に基づく産業医・産業保健機能の強化等について、あらゆる機会を通じて周知を行う。
- ・ 県内の労働者の一般定期健康診断の有所見率が全国平均を上回ることを踏まえ、有所見者に対する医師の意見聴取の実施及び面接指導等の事後措置の徹底を図る。

ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

（ア）メンタルヘルス不調の予防

- ・ ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、好事例の収集・情報提供等の支援を行い、その取組を推進することで、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 産業保健総合支援センターによる支援等により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成 18 年健康保持増進のための指針公示第 3 号）に基づく取組を引き続き推進するとともに、特に、事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。

- ・ 『『過労死等ゼロ』緊急対策』を踏まえ、精神障害に関する労災支給決定が行われた事業場及び企業本社に対しては、メンタルヘルス対策の特別指導を着実に実施する。
- ・ メンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」の周知・活用を推進する。

(イ) パワーハラスメント対策の推進

- ・ 労働者が健康で意欲を持って働けるようにするためには、労働時間管理やメンタルヘルス対策だけでなく、職場のパワーハラスメントを防止する必要があることから、働き方改革実行計画を受けて開催された有識者と労使関係者からなる検討会の検討結果を踏まえたパワーハラスメント対策を推進する。

エ 雇用形態の違いに関わらない安全衛生の推進

- ・ 雇用形態の違いに関わらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施されるようにする。

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

ア 災害の増加や減少がみられない業種等への対応

(ア) 第三次産業対策

- ・ 労働災害が増加傾向にある小売業及び社会福祉施設については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であり、本社・本部による労働災害防止対策への参画が求められることから、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を推進する。
- ・ 経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上のための働きかけに取り組む。
- ・ 第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家の活動を支援する。
 - ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底だけでなく、介護機器等の導入促進も併せて行う。
 - ・ 小売業・飲食店については、非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。
 - ・ 中小規模事業場に対し、中央労働災害防止協会が実施する「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の周知・活用を促す。

(イ) 陸上貨物運送事業対策

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の6割が荷役作業時に発生し

ていることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号）（以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づき、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。

- ・ 運輸支局及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会島根県支部と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請するとともに、「陸運業向け未熟練労働者に対する安全教育マニュアル」を活用し、新たに荷役作業に従事する者に対する安全衛生教育を推進する。
- ・ インターネット通販の普及で荷の取扱件数が増加すると見込まれることを踏まえた、荷役作業における安全ガイドラインの見直しを含む荷役の実態に即した対策の検討状況を踏まえ、その普及を図る。

(ウ) 転倒災害の防止

- ・ 死傷災害の 2 割強を占める転倒災害については、4 S（整理、整頓、清掃、清潔）、注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。
- ・ 積雪・凍結による転倒災害防止対策を防止するため、冬季における転倒災害防止対策を推進する。
- ・ 一般的に加齢に伴う身体機能の低下で発生リスクが高まることから、これを予防するための転倒災害防止に係る体操の周知・普及を図る。

(エ) 腰痛の予防

- ・ 全国で年間 5,000 件、県内でも 20 件から 30 件程度の発生が見られる腰痛について、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進を図る。

(オ) 熱中症の予防

- ・ JIS 規格に適合した WBGT 値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保や水分・塩分の補給等の必要な措置が取られるよう推進する。
- ・ 熱中症予防対策の理解を深めるために、建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を推進する。

(カ) 交通労働災害対策

- ・ バス、トラック、タクシー等の事業用自動車保有する事業場に対する道路運送法、貨物自動車運送事業法により選任される運行管

理者の講習に際し、運輸支局と連携して、交通労働災害防止のための教育を推進する。

- ・ 事業用自動車運転業務に従事する労働者については、臨時的な雇用であっても、健康問題を原因とする交通労働災害を防止する観点から事業者による適切な健康管理が行われるための方策の検討状況を踏まえた対策を推進する。
- ・ 交通労働災害については、死傷災害が、バス、トラック、タクシー等の事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、島根県警察本部と連携し、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。

(キ) 職場における「危険の見える化」の推進

- ・ 多様な働き方がみられる中、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が現に就労する事業場における知識・経験の程度に関わらず、また、外国人労働者が日本語の理解度に関わらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。

日本語の理解度に差のある外国人労働者においても、上記と同様の対策を普及していく。

イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の労働災害の防止

(ア) 高年齢労働者対策

- ・ 労働者の年齢階層が上がり、全国的に転倒や腰痛が増加傾向にあることを踏まえ、高齢な労働者に配慮した職場改善や筋力強化等身体機能向上のための健康づくり等の取組事例を収集するとともに、高年齢労働者の安全と健康確保のための配慮事項について、労働災害防止団体等と連携して普及を図る。
- ・ 高年齢労働者に対し、身体機能の低下に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、啓発を行う。

(イ) 非正規雇用労働者対策

- ・ 派遣労働者の労働災害を防止するため、派遣労働者に関する雇入れ時の安全衛生教育や健康診断の実施などの安全衛生活動の徹底を図る。
- ・ 小売業や飲食店については、非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。(再掲)

(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策

- ・ 技能実習を終えて帰国した者等について、建設業、造船業、製造

業の労働者として入国することを認める制度が創設されたことから、外国人労働者による労働災害の増加が危惧されることから、外国人労働者を雇用する事業場に対し、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の実施の徹底を図る。あわせて、安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を図る。

- ・ 技能実習生については、外国人技能実習機構広島事務所と連携し、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

(エ) 障害者である労働者対策

- ・ 障害者である労働者の労働災害防止や安全への不安を払拭することによる雇用の促進を図るため、障害を有する労働者に関する労働災害事例や安全衛生上の配慮事項等の実態把握の結果を踏まえ、必要な対策を推進する。

ウ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応

- ・ 建設業における一人親方については、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づき、安全教育の実施の推進などの必要な対応を行う。

(4) 傷病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

- ・ 島根県地域両立支援推進チームの活動を通して、県内の関係者（島根県、医療機関、労使団体、島根産業保健総合支援センター等）と連携し、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を行うとともに、治療と仕事の両立支援に係る相談窓口や事業主向けの助成金制度について、周知、利用勧奨を行う。
- ・ 労働者、主治医、企業・産業医のコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」が養成され（2020年度までに全国で2,000人養成）、島根産業保健総合支援センターに配置される見込みであることを踏まえ、同人材の活用により県内の医療機関や企業への支援を強化する。

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 事業者責任によるラベル表示及びSDS交付の徹底

- ・ 「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、ラベル表示と安全データシート（SDS）の入手・交付の徹底を図るとともに、リスクア

セスメントの実施及びリスク低減対策に取り組むよう指導を徹底する。

- ・ 事業者に対し化学物質の危険有害性及びリスク低減対策について労働者への周知・教育等の実施を指導する。
- ・ 化学物質の危険性又は有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことから、これらの危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることを指導・啓発する。
- ・ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則による健康障害防止措置の実施や、ラベル表示及びSDS交付の対象としている物質は663物質であるが、その他の多くの化学物質については、健康障害防止措置が義務付けられていない。こうした中で、663物質以外の化学物質の危険性や有害性が情報伝達されないままに、規制対象物質の代替品として用いられる動きも認められる。

このようなことから、事業者による適正な化学物質管理を促進するため、欧州諸国等の国際的な動向も踏まえ、ラベル表示及びSDS交付対象化学物質について、国が個々に有害性や危険性を評価して規制を加えるのではなく、GHSに基づき、化学物質の製造等を行う事業者が、譲渡・提供するすべての化学物質について分類を行い、危険有害性のある物質についてラベル表示やSDSの交付を行う仕組みに転換することが検討されており、当該検討状況を踏まえつつ、健康障害防止対策を推進する。

(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善

- ・ 化学物質のリスクアセスメント結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくこと等により、作業改善の実効をあげるための支援を強化する。
- ・ 最新の科学的知見に基づいたラベル表示・通知義務対象物質の見直しについて、迅速な周知を行う。
- ・ 作業環境測定に個人サンプラーによる測定方法を追加状況を踏まえ、作業態様に応じた測定・評価方法の選択肢について周知する。
- ・ 作業環境測定の結果等と、特殊健康診断の結果を結びつけ、総合的な健康確保対策の検討状況を踏まえた対策を推進する。

(ウ) 化学物質の有害情報の的確な把握

- ・ 化学物質等が健康に及ぼす影響について、新たな規制の見直しや有害性等の情報提供がなされた場合は迅速に事業者等に周知する。

(エ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

- ・ 事業者による化学物質管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険有害性やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、雇い入れ時教育等の安全衛生教育における、化学物質のラベル表示や SDS による情報の理解、保護具の正しい着用方法などの指導の徹底を図る。
- ・ 危険有害性が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、事業者及び労働者に対して、危険有害性が不明であることが無害であることを意味しないことについて指導・啓発を行う。

イ 石綿による健康障害防止対策

(ア) 解体等作業における石綿ばく露防止

- ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれるため、引き続き、石綿のばく露や飛散防止を徹底するとともに、県及び各市町村と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処する。
- ・ 建築物の解体工事に当たり、石綿使用の有無の調査が十分に行われないうまま解体工事が施工される事例が報告されていることを踏まえた解体工事等の届出対象の拡大及び石綿使用の有無の調査を行う者の専門性の確保対策の検討状況を踏まえ、石綿が用いられている建築物の解体工事の把握漏れ防止を徹底する。

(イ) 労働者の化学物質取扱履歴等の記録の保存

- ・ 石綿をはじめ化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存しておくことが必要である。このため、事業廃止時も含め、こうした情報の保存を推進する。

ウ 受動喫煙防止対策

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、職場での禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進する。
- ・ 喫煙室の清掃等、職務上受動喫煙を受ける蓋然性の高い作業における対策の検証状況を踏まえ、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・ 中国電力島根原子力発電所（以下「島根原発」という。）については、東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓等を踏まえ、「原子力施設における放射線業務に係る安全衛生管理対策の強化について」（平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号）に基づき、放射線業務に係る安全衛生管理対策等について指導を行う。

また、多数の元方事業者及び関係請負人が混在して同一敷地内で作業

している状況を踏まえ、島根原発に対して労働災害防止対策の強化を求めるとともに、元方事業者及び関係請負人に対して労働災害の防止を図るため、必要な監督指導等を行う。

オ 粉じん障害防止対策

- ・ 粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の徹底を図るとともに、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ 所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会に対して支援を実施し、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込

- ・ 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関するトップの取組方針の設定・表明等、企業における健康確保措置を推進する。

イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

- ・ 現在、国際標準化機構で制定作業が進められている労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）の発効に合わせ、日本工業規格（JIS規格）が制定される際には、ISO45001に盛り込まれていない我が国の産業現場で用いられている安全衛生活動や健康確保の取組を取り入れ、その普及促進を図る。
- ・ ISO45001やILOの労働安全衛生マネジメント指針との整合性や健康確保の取組の方策等も考慮した、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（告示）の改正を踏まえ、その普及促進を図る。

ウ 企業単位での安全衛生管理体制の推進

- ・ 労働災害が増加傾向にある小売業及び社会福祉施設については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であり、本社・本部による労働災害防止対策への参画が求められることから、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を推進する。
(再掲)

エ 企業における健康確保措置の推進

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等、労働者の心身の健康管理に対する対策がこれまでになく強く求められていることから、労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等企業における健康確保措置を推進する。(再掲)

オ 業界団体内の体制整備の促進

- ・ 業界団体による自主的な労働災害の防止に向けた取り組みが重要であることから、労働災害が減少しない業界や労働安全衛生に関する取り組みが低調な業界団体に対して要請等を行う。
- ・ 労働災害が増加傾向にある業種等については、労働災害防止団体活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進を図る。
- ・ 第三次産業の業種の業界団体の一部には、会員企業の安全衛生対策を推進するための安全衛生委員会等が設置されていないものが見受けられる。こうした業界団体に対し、安全衛生委員会等の設置を働きかけるとともに、当該委員会等の活動の実施方法や必要な人材の育成等について、島根労働基準協会と連携して取り組む。

カ 元方事業者等による健康確保対策の推進

- ・ 建設業等における元方事業者等による関係請負各社に対する健康確保対策を推進する。

キ 業所管官庁との連携の強化

- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、運輸支局と緊密な連携の下に、請負契約における適切な安全衛生経費の確保に係る関係者の理解の促進、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の施策を着実かつ計画的に実施する。（再掲）
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会の安全管理士等による指導と併せ、森林管理署と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害の防止対策について指導の充実を図る。（再掲）
- ・ 運輸支局と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。
- ・ バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場に対する道路運送法、貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習（2年ごと）に際し、運輸支局と連携して、交通労働災害防止のための教育を推進する。（再掲）
- ・ 交通労働災害については、死亡災害の過半数が、バス、トラック、タクシー等の事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、島根県警察本部と連携し、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。（再掲）

ク 中小規模事業場への支援

- ・ 労働災害の発生状況を事業場規模別にみると、労働災害の多くは中小規模事業場で発生している。中小規模事業場は安全衛生管理体制が脆弱

であり、安全衛生活動が比較的低調であることから、こうした事業場に対する安全管理士や衛生管理士による職場改善指導等の災害防止団体を通じた支援を推進する。

(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- ・ 災害が多発している食料品製造業について、現場に安全活動を浸透させるため、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施を推進する。(再掲)
- ・ 第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用できるよう支援する。(再掲)
- ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底だけでなく、介護機器等の導入促進も併せて行う。(再掲)
- ・ 小売業・飲食店については、非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。(再掲)
- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の6割が荷役作業時に発生していることから、荷役作業における安全ガイドラインに基づき、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。(再掲)
- ・ 治療と仕事の両立支援は、傷病を抱えた労働者本人による支援の申出が起点となるが、当該申出が躊躇なく行われることが重要である。これを支援する仕組みとして、労働者等からの依頼を受けて労働者に寄り添いながら相談支援を行い実施し、また、労働者、主治医、企業・産業医のコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の養成に取り組む(2020年度までに2,000人養成する。)
- ・ 事業者による化学物質管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険有害性やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、雇入れ時教育等の安全衛生教育について、化学物質のラベル表示やSDSによる情報の理解、保護具の正しい着用方法などの具体的な内容を示すこと等、その充実を検討する。(再掲)

(8) 県民全体の安全・健康意識の高揚

- ・ 県民全体の危険に対する感受性を高め、働く場での安全や健康を確保するためのルールの周知・啓発を地域と連携し推進する。
- ・ 冬季における積雪・凍結による転倒災害防止対策について、地域、学校とも連携し、周知を図る。
- ・ 県や産保センターと連携し、飲食店、宿泊施設等における受動喫煙防止対策を推進し、県民の健康増進と健康意識の高揚を図る。